平成２１年（フ）第２５６号
福島市飯坂町平野字石堂前38番地の２
債務者　藤井　寛文
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３００号
福島市蓬莱町４丁目４番24―11号
債務者　乾　　優子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３１７号
福島県伊達郡川俣町字五百田16番地の36
債務者　佐藤　一弘
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３１８号
福島県伊達郡川俣町字五百田16番地の36
債務者　佐藤美也子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３２７号
福島市永井川字合ノ川13番地の２　グレースパルＡ102、前住所福島市八木田字神明72番地の１　アバンツァート・サウス201号
債務者　佐々木尚生
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第９９６号
千葉市美浜区稲毛海岸４丁目７番17号　シーサイドハイツ２Ｆ
債務者　小山淳一郎
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０２１号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目33番地の20
債務者　富塚　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０２９号
千葉県市川市本塩24番１―203号プログレス
債務者　浅野　瑞穂（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０４１号
千葉県船橋市薬円台４丁目３番17号　若松ビル
債務者　田中　敬恵
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０６３号
千葉県市川市富浜３丁目８番９号　さくら荘101
債務者　飯野　彰子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０７６号
千葉市若葉区貝塚町793―１、住民票上の住所千葉県四街道市栗山1059番地レジデンスＭ103
債務者　谷仲　義久
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０７８号
千葉県船橋市夏見台２丁目８番３号　ハイツ庄栄106号
債務者　小堀　美菜
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０９０号
千葉県船橋市楠が山町69番地25
債務者　井戸　康子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０９１号
千葉市緑区誉田町１丁目829番地７　グリーンハイツイマイ９―201号
債務者　早川　壮一
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０９３号
千葉市稲毛区小深町125番地１　ヴァンベール88　Ｂ201号
債務者　渡邉　敬美
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５３号
千葉県南房総市宮谷459番地
債務者　渡辺ひろ美
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第７２号
石川県羽咋郡志賀町清水今江トの46番地
債務者　居田　一男
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
金沢地方裁判所七尾支部